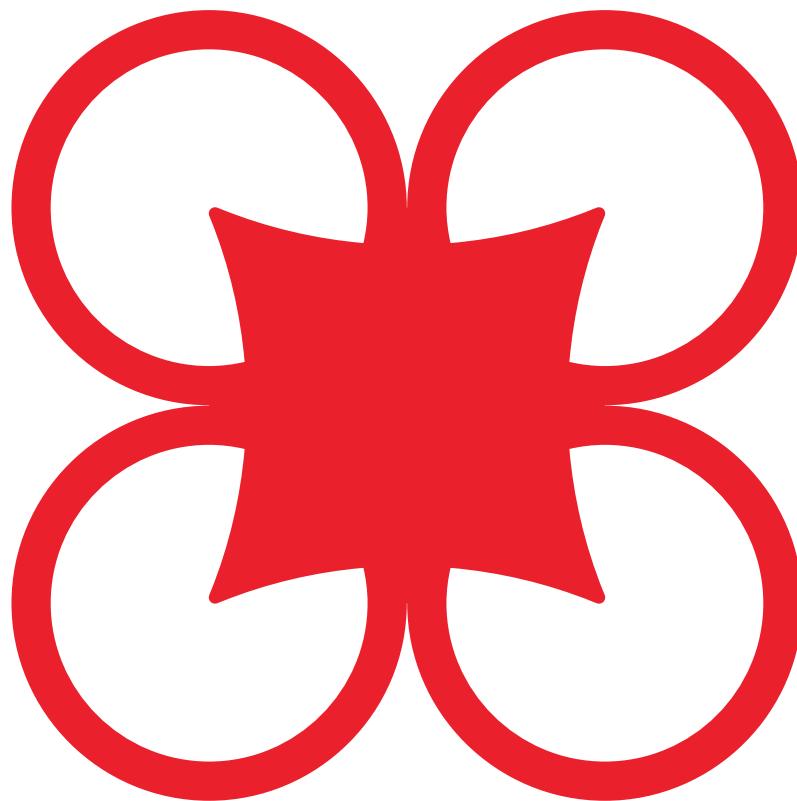


ホッカホールディングス株式会社

証券コード：5902



目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	11
企業集団の現況	11
会社の現況	21

連結計算書類	41
計算書類	55
監査報告	65

株主総会参考書類

第1号議案	取締役9名選任の件	3
第2号議案	監査役1名選任の件	9
第3号議案	補欠監査役1名選任の件	10

議案

第91回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館3階 富士の間

証券コード 5902
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
ホッカホールディングス株式会社
取締役社長 工 藤 常 史

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館3階 富士の間
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokkanholdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知、参考書類および提供書面につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml>）にも掲載しております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役工藤常史、山崎節昌、池田孝資、久保田裕一、藤本良一、小池明夫、武田卓也および田中弘の8氏は任期満了となります。つきましては、経営の透明性をさらに高め、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** **工藤常史** (くどう つねのぶ) **再任**



生年月日

昭和29年3月2日生

所有する当社株式の数

42,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
平成14年6月 当社取締役
平成17年10月 当社常務取締役
平成21年6月 当社専務取締役
平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）
北海製罐株式会社取締役
株式会社日本キャンパック 取締役
オーエスマシナリー株式会社取締役

（注）候補者工藤常史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2** 山崎 節 昌 (やまざき せつまさ) **再任****生年月日**

昭和27年4月29日生

所有する当社株式の数

18,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社
 平成15年6月 株式会社小樽製作所(現オーエスマシナリー株式会社)取締役
 平成19年6月 北海製罐株式会社取締役
 平成21年6月 当社取締役
 平成26年6月 当社常務取締役(現任)
 (担当: 経理部担当、経理部長)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役

(注) 候補者山崎節昌氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **3** 池田 孝 資 (いけだ こうすけ) **再任****生年月日**

昭和37年11月24日生

所有する当社株式の数

13,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社
 平成17年10月 北海製罐株式会社執行役員営業副本部長
 平成21年4月 当社経営企画室室長代行
 平成21年6月 当社取締役
 平成26年6月 当社常務取締役(現任)
 (担当: 経営企画室・海外事業統括部・情報システム部担当、経営企画室長・海外事業統括部長)

(重要な兼職の状況)

オーエスマシナリー株式会社取締役

(注) 候補者池田孝資氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4** 久保田 裕 一 (くぼた ひろかず)

再任



生年月日

昭和26年10月22日生

所有する当社株式の数

14,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
平成12年4月 当社執行役員
平成17年10月 北海製罐株式会社執行役員
平成19年6月 同社取締役執行役員
平成22年6月 同社取締役常務執行役員
平成25年6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

北海製罐株式会社代表取締役社長

（注）候補者久保田裕一氏は、北海製罐株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、業務委託料、経営管理料等の取引関係があります。

候補者番号 **5** 藤 本 良 一 (ふじもと りょういち)

再任



生年月日

昭和27年8月14日生

所有する当社株式の数

10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年3月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
平成17年6月 株式会社日本キャンパック執行役員
平成21年6月 同社取締役執行役員
平成23年6月 同社取締役常務執行役員
平成25年6月 同社取締役専務執行役員
平成26年6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社日本キャンパック代表取締役社長

株式会社西日本キャンパック代表取締役社長

（注）候補者藤本良一氏は、株式会社日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。また、同氏は株式会社西日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。

候補者番号 **6** 小池 明夫 (こいけ あきお)

再任



生年月日

昭和27年11月12日生

所有する当社株式の数

13,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月 農林中央金庫入庫
 平成18年7月 当社入社 監査室長
 平成19年6月 当社経営企画室長
 平成22年6月 当社取締役（現任）
 （担当：CSR・新規事業担当）

（注）候補者小池明夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **7** 武田 卓也 (たけだ たくや)

再任



生年月日

昭和39年9月30日生

所有する当社株式の数

11,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年4月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
 平成14年7月 当社総務部長補佐
 平成16年4月 当社総務部長
 平成26年6月 当社取締役（現任）
 （担当：総務部担当、総務部長）

（重要な兼職の状況）
 北海製罐株式会社取締役

（注）候補者武田卓也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 8 田 中

弘 (たなか ひろし)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年4月 愛知学院大学教授
平成5年4月 神奈川大学教授
平成12年4月 ロンドン大学客員教授
平成20年6月 当社独立委員会委員
平成26年4月 神奈川大学名誉教授（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
神奈川大学名誉教授

生年月日

昭和18年6月23日生

所有する当社株式の数

1株

社外取締役就任年数

1年（本総会終結時）

- (注) 1. 候補者田中弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中弘氏は社外取締役候補者であります。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員を継続する予定であります。
3. 田中弘氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は主に会計学の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 当社は田中弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 **9** **安藤 信彦** (あんど う のぶひこ)

新任

社外

独立役員

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

平成8年4月 弁護士登録、上野久徳法律事務所入所
 平成12年10月 上野・安藤法律事務所（名称変更）
 平成19年9月 安藤総合法律事務所開所
 平成26年6月 当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ムサン社外監査役
 北海製罐株式会社社外監査役

生年月日

昭和39年4月29日生

所有する当社株式の数

-株

社外取締役就任年数

-

- (注) 1. 候補者安藤信彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 安藤信彦氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
 3. 安藤信彦氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。同氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 4. 安藤信彦氏が選任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 5. 当社は安藤信彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 安藤信彦氏は北海製罐株式会社の社外監査役であり、本年6月24日の同社定時株主総会終結の時をもって辞任により退任する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役安藤信彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

田代宏樹 (たしろ ひろき)

新任

社外

独立役員



略歴および重要な兼職の状況

平成15年10月 弁護士登録、上野・安藤法律事務所入所

平成19年9月 グランディール法律事務所開所

(現在に至る)

(重要な兼職の状況)

株式会社ビーロット社外監査役

生年月日

昭和43年8月27日生

所有する当社株式の数

-株

- (注) 1. 候補者田代宏樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田代宏樹氏は新任の社外監査役候補者であり、候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
3. 田代宏樹氏が選任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
4. 田代宏樹氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

田 島 正 広 (たじま まさひろ)

社外

生年月日

昭和40年5月25日生

所有する当社株式の数
-株

略歴および重要な兼職の状況

平成8年4月 弁護士登録、中田・松村法律事務所入所
平成15年12月 田島正広法律事務所開所
平成18年7月 田島総合法律事務所（名称変更）
（現在に至る）

（重要な兼職の状況）
フェアリンクスコンサルティング株式会社代表取締役

- (注) 1. 候補者田島正広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島正広氏は補欠の社外監査役候補者であり、候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
3. 田島正広氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資に一部持ち直しの動きが見られる等、企業収益は非製造業中心に改善の傾向にありましたが、個人消費につきましては、期の後半に入ると消費者マインドに足踏みがみられる等、不安定さが残る結果となりました。

当連結会計年度における清涼飲料業界の状況につきましては、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動も一巡し、また、ゴールデンウィーク以降比較的好天に恵まれたことと、夏場前半の猛暑によりミネラルウォーター等を中心に市場全体が押し上げられたため、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。

なお、カテゴリー別ではミネラルウォーターが前年を大幅に上回る結果となり、茶系飲料につきましても順調に推移いたしました。炭酸飲料やスポーツドリンク等につきましては前年を下回る結果となりました。また、コーヒー飲料につきましては、リシール缶（ボトル缶）が好調に販売を伸ばしたものの、通常缶につきましては自動販売機での販売不振の影響や、コンビニエンスストアで展開されるカウンターコーヒーの影響等により前年を下回る結果となりました。

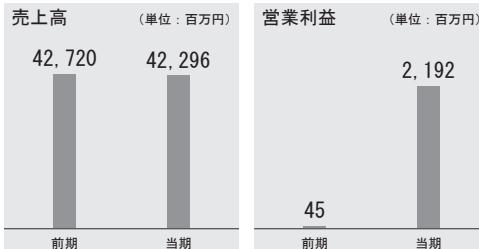
食品缶詰業界の状況につきましては、水産缶詰では原料の高騰に伴う製品価格の値上げや、海水温上昇の影響等によりサンマをはじめとした水産原料が不足し、生産が大幅に減少したため、前年を大きく下回る結果となりました。農産缶詰では猛暑による気温の上昇等により一部地域では農産原料の生育に影響はありましたものの、加工用原料は比較的安定して確保できましたため、前年並みに推移する結果となりました。

売上高構成比



容器事業

売上高 42,296百万円
(前期比1.0%減)



(メタル缶)

(イ) 飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーがカウンターコーヒーの普及拡大や一部のお客様によるアルミ缶化の影響、および当社グループの重要なお取引先様の飲料事業からの撤退の影響等により、飲料用スチール空缶全体では前年を下回る結果となりました。また、食品缶詰用空缶につきましては、農産缶詰において主力のスイートコーン缶が好調に推移したこと等により、前年を大幅に上回りました。しかしながら、水産缶詰につきましては、サンマ等の原材料価格の高騰や水産原料不足により大幅に減産となりましたため、食品缶詰用空缶全体では前年を下回る結果となりました。

(ロ) その他

エアゾール用空缶につきましては、主力の殺虫剤関連製品が前年を下回りましたが、工業用品や塗料等の一般缶につきましては順調でありましたため、前年を上回る結果となりました。

美術缶につきましては、ギフト関連商品において洋菓子を中心とした贈答用商品が順調に推移いたしましたため、美術缶全体では前年を上回る結果となりました。

(プラスチック容器)

(イ) 飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、お客様による内製化拡大の影響を受けたため、前年を下回る結果となりました。しかしながら、プリフォーム（ボトル成形前の中間製品）につきましては、積極的な営業活動を展開したことにより前年を大きく上回りましたため、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

(ロ) 食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、贈答用商品が減少したため、食品用ペットボトル全体では前年を下回る結果となりました。

(ハ)その他

一般成形品につきましては、化粧品用や農薬・園芸品用が順調に推移したため、前年を上回る結果となりました。また、バッグインボックスにつきましても新製品の獲得等により好調でありましたため、一般成形品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は、422億96百万円（前年度比1.0%減）となり、営業利益は21億92百万円（前年度は営業利益45百万円）となりました。



(缶製品)

缶製品につきましては、コーヒー飲料では、リシール缶（ボトル缶）は堅調に推移したものの、通常缶は当社グループの重要なお取引先様の飲料事業からの撤退の影響やカウンターコーヒーの普及拡大の影響により市場が低迷したため前年を下回り、また、炭酸飲料につきましても、スクラップアンドビルドの一環として炭酸ラインを撤去したことにより前年を大きく下回る販売数量となり、缶製品全体では前年を下回る結果となりました。

(ペットボトル製品)

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトルでは、夏場前半までの好天が寄与したためミネラルウォーター等が順調に推移し、さらに、大型・小型兼用ラインの増設等も寄与したことにより、前年を上回る販売数量となりました。また、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトル製品も、大型ペットボトル製品同様、夏場前半までの好天が寄与し前年を上回る販売数量となりましたため、ペットボトル製品全体では前年を上回る販売数量となりました。しかしながら、一部のお客様との取引形態を変更（お客様からの原材料の無償支給）した影響により売上高が減少したため、ペットボトル製品全体の売上高は前年を下回る結果となりました。

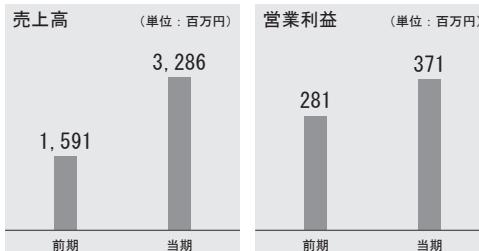
以上の結果、第1四半期連結会計期間から新たに連結の範囲に含めました乳製品製造等を営むくじらい乳業株式会社を加えた充填事業全体の売上高は683億4百万円（前年度比34.6%減）となり、営業利益は33億58百万円（前年度比140.0%増）となりました。

売上高構成比



機械製作事業

売上高 3,286百万円
(前期比106.5%増)



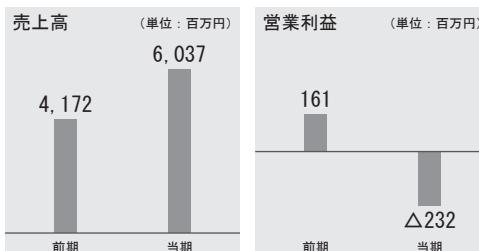
機械製作事業につきましては、カセットガス工場充填ラインに関する設備の受注や自動車部品生産設備受注等がありましたため、機械製作事業全体の売上高は32億86百万円（前年度比106.5%増）となり、営業利益は3億71百万円（前年度比32.3%増）となりました。

売上高構成比



その他

売上高 6,037百万円
(前期比44.7%増)



インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア）では、同国の経済がルピア安による物価上昇から消費者マインドが冷え込む等鈍化しているなか、本年増設した第2製造ラインの稼働により前年を上回る販売となりました。また、ベトナムにおいて清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム）は、新包装機械の導入や国内および輸出向け販売が増加したため、前年を上回る結果となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスおよび第2四半期連結会計期間から新たに連結の範囲に含めました化粧品等製造販売を営む株式会社コスメサイエンスを加えたその他全体の売上高は60億37百万円（前年度比44.7%増）となりましたものの、PT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア）において、製造ライン増設に伴い減価償却費が増加したこと等により、営業損失は2億32百万円（前年度は営業利益1億61百万円）となりました。

以上により、当連結会計年度における売上高は1,199億23百万円(前年度比21.6%減)、営業利益は45億93百万円(前年度比462.8%増)、経常利益は57億32百万円(前年度比246.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は33億84百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純損失48億5百万円)となりました。

<部門別の売上高>

(単位：百万円)

部 門 別	第90期	第91期(当期)
容 器 事 業	42,720	42,296
充 填 事 業	104,447	68,304
機 械 製 作 事 業	1,591	3,286
そ の 他	4,172	6,037
合 計	152,931	119,923

(注) 内部売上を除いております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、77億27百万円であります。その主なものはくじらい乳業株式会社におけるヨーグルト受託製造工場の新設、および株式会社コスメサイエンスにおける化粧品受託製造工場の新設によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、財務体質の強化のため有利子負債の圧縮に取り組み、当期末借入金残高は、前期末に比べ24億49百万円減少し、487億98百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

(該当ありません)

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

(該当ありません)

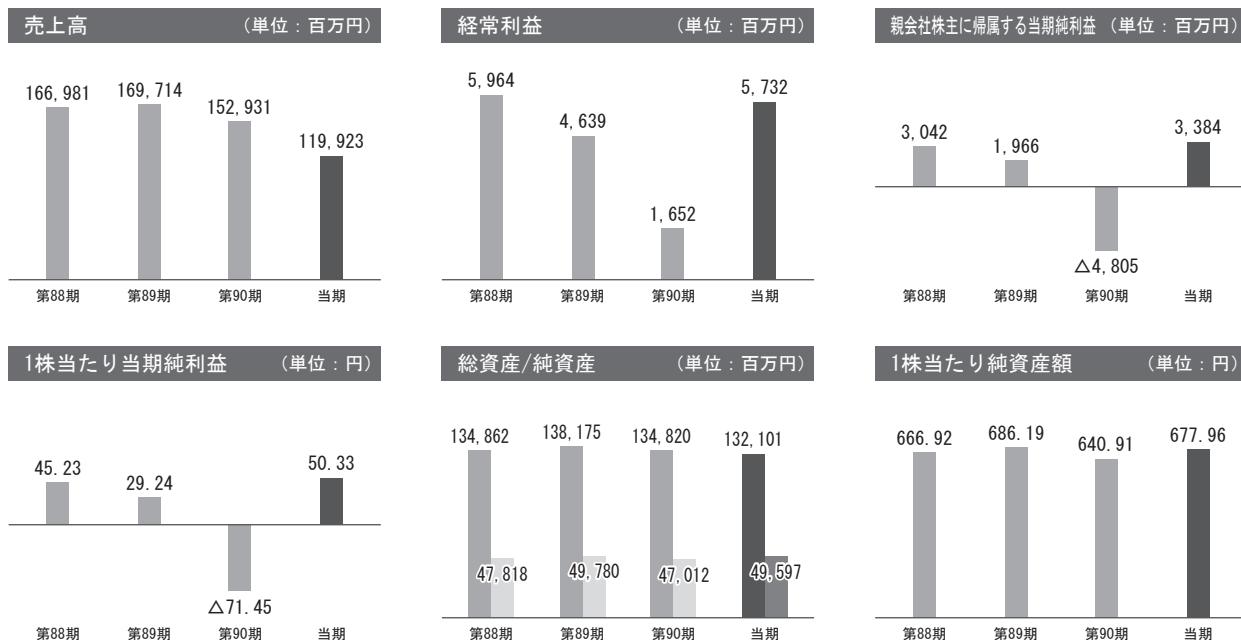
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

(該当ありません)

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

(該当ありません)

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



区 分	単 位	第88期	第89期	第90期	第91期(当期)
		(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高	百万円	166,981	169,714	152,931	119,923
経常利益	百万円	5,964	4,639	1,652	5,732
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	百万円	3,042	1,966	△4,805	3,384
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円	45.23	29.24	△71.45	50.33
総資産	百万円	134,862	138,175	134,820	132,101
純資産	百万円	47,818	49,780	47,012	49,597
1株当たりの純資産額	円	666.92	686.19	640.91	677.96

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海製罐株式会社	百万円 3,000	% 100.0	各種空缶、容器の製造・販売
株式会社日本キャンパック	411	82.3	各種飲料の受託製造・販売
オーエスマシナリー株式会社	400	100.0	各種機械および器具の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む計12社であり、持分法適用関連会社は2社であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	北海製罐株式会社
特定完全子会社の住所	(本社) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 (本店) 北海道小樽市色内三丁目1番1号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	17,116百万円
当社の総資産額	82,529百万円

(4) 対処すべき課題

来期のがわが国経済の見通しにつきましては、中国の景気減速とアメリカの金融政策正常化の影響によるアジア新興国の景気の下振れが、日本国内の景気を下押しする懸念もあるなど、依然不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のなかで、当社グループ中期経営計画「ACTIVE-5」は本年3月をもって最終年度を終えました。本中期経営計画期間中、清涼飲料市場のさらなる競争激化やエネルギーコストの高止まり等、様々な厳しい局面に対して当社グループはその都度一丸となって打開に向けた努力を続けてまいりました。その結果、当社グループは利益面につきましては、本年度、大幅な改善をいたしましたものの、残念ながら中期経営計画の目標数値は未達の結果となりました。

清涼飲料市場を主たるマーケットとしております当社グループを取り巻く今後の環境につきましても、来期は本年度と同様に競争激化の影響を受けたお客様からのコストダウン要請が続くなか、当社容器事業における缶コーヒーの競争激化が進むなど依然厳しい状況が続くものと思われまます。

今後、当社グループは本招集ご通知20頁「その他企業集団の現況に関する重要な事項」および53頁「重要な後発事象」にも記載いたしましたとおり、東洋製罐グループホールディングス株式

会社と経営統合に向け協議を進める一方、既存事業の持続的成長に向けた取り組みを引き続き行っていくとともに、前中期経営計画で掲げておりました「新たな事業展開への挑戦」の成果をあげるべく海外事業分野と新規事業分野をさらに強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① 各種空罐、容器の製造販売
- ② 清涼飲料水・酒類その他各種飲料の受託充填および販売
- ③ 乳製品・菓子類の受託製造販売
- ④ レトルト食品の受託製造販売
- ⑤ 各種化粧品受託製造販売
- ⑥ 各種機械の製造販売
- ⑦ 機械器具設置工事業
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 土木・建築工事の設計、施工請負

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

- ① 当社の事業所
本社（本店）東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
（丸の内三井ビル）

② 主要な子会社の事業所

北海製罐株式会社

本社 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
(丸の内三井ビル)

本店 北海道小樽市色内三丁目1番1号

中央研究所 (埼玉県)

工場 岩槻 (埼玉県)・千代田 (群馬県)・小樽 (北海道)・明和 (群馬県)・滋賀
事業所 (滋賀県)・館林事業所 (群馬県)

株式会社日本キャンパック

本社 (本店) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
(丸の内三井ビル)

工場 群馬第1 (群馬県)・群馬第2 (群馬県)・利根川 (群馬県)・赤城 (群馬県)

オーエスマシナリー株式会社

本社 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字鞍掛4119番地1

本店 北海道小樽市銭函三丁目511番地12

工場 小樽 (北海道)・群馬 (群馬県)

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
容器事業	699名	26名減
充填事業	645名	33名増
機械製作事業	85名	4名減
その他	471名	59名増
全社 (共通)	33名	7名増
合計	1,933名	69名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	7名増	40.3歳	11.6年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,697百万円
農 林 中 央 金 庫	7,515
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,437
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,400
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,621

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と東洋製罐グループホールディングス株式会社は、平成28年4月25日に両社間における経営統合に関する基本合意書を締結した旨の発表を行いました。

本経営統合では、最終的に当社株主総会の承認および必要な関係当局の認可等を得ること等を前提として東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを基本方針としており、両社は今後、株式交換の効力発生日を平成29年4月1日（予定）として対等の精神に則り、本経営統合に向けた具体的な協議および検討を進めてまいります。

なお、平成28年4月25日付発表文書につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokkanholdings.co.jp/>）に掲載させていただいております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 67,346,935株
- ③ 株主数 5,955名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ト ー モ ク	5,926千株	8.81%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,274	4.87
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,273	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,141	3.18
農 林 中 央 金 庫	2,000	2.97
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,805	2.68
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,765	2.63
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	1,700	2.53
ホッカホールディングスグループ取引先持株会	1,614	2.40
J F E ス チ ール 株 式 会 社	1,565	2.33

(注) 持株比率は自己株式(89,113株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長	工 藤 常 史	代表取締役 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役 ・オーエスマシナリー株式会社取締役
常務取締役	山 崎 節 昌	経理部担当、経理部長 ・北海製罐株式会社取締役
常務取締役	池 田 孝 資	経営企画室・海外事業統括部・情報システム部担当、経営企画室長・海外事業統括部長 ・オーエスマシナリー株式会社取締役
取 締 役	久保田 裕 一	・北海製罐株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 本 良 一	・株式会社日本キャンパック代表取締役社長 ・株式会社西日本キャンパック代表取締役社長
取 締 役	小 池 明 夫	C S R ・ 新規事業担当
取 締 役	武 田 卓 也	総務部担当、総務部長 ・北海製罐株式会社取締役
取 締 役	田 中 弘	・神奈川大学名誉教授
常勤監査役	竹 田 由 里	・北海製罐株式会社監査役・株式会社日本キャンパック監査役
監 査 役	寺 嶋 勉	・北海製罐株式会社監査役
監 査 役	新 名 孝 信	・カラカミ観光株式会社社外監査役
監 査 役	安 藤 信 彦	・北海製罐株式会社社外監査役・株式会社ムサン社外監査役

- (注) 1. 取締役田中弘氏は社外取締役であります。
2. 取締役田中弘氏は主に会計学の分野において、豊富な経験と専門知識を有しております。
3. 監査役新名孝信氏および監査役安藤信彦氏は、社外監査役であります。
4. 取締役田中弘氏および監査役新名孝信氏は東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役新名孝信氏は、税理士の資格を有しており税務に関する知見を有するものであります。
6. 監査役安藤信彦氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。

7. 当事業年度における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
池田孝資	常務取締役 経営企画室・海外事業統括部・情報システム部担当、 経営企画室長	常務取締役 経営企画室・海外事業統括部・ 情報システム部担当、経営企画 室長・海外事業統括部長	平成28年3月1日

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
大塩恭介	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支払人員	支払額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	129百万円 (5)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	32 (7)
合計 (うち社外役員)	13 (3)	161 (12)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和61年3月28日開催の第60回定時株主総会において月額24百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成10年3月27日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

(該当ありません)

(ハ) 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
 当事業年度において社外取締役および社外監査役が当社子会社から役員として受けた報酬等の額は0百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役田中弘氏は、神奈川大学名誉教授であります。当社は同大学との間には特別な関係はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役新名孝信氏は、カラカミ観光株式会社の社外監査役であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役安藤信彦氏は、北海製罐株式会社および株式会社ムサシの社外監査役であります。なお、北海製罐株式会社は当社の完全子会社であり、また、当社は株式会社ムサシとの間には特別な関係はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

		出席状況および発言状況
取締役	田中弘	平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席しており、主に会計学の博士の見地から発言を行っております。
監査役	新名孝信	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会10回全てに出席しており、税理士として主に税務、会計等の見地から発言を行っております。
監査役	安藤信彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、また、監査役会10回のうち9回出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
きさらぎ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
きさらぎ監査法人：24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
きさらぎ監査法人：78百万円

(注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパック、オーエスマシナリー株式会社につきましても、きさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
2. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がかきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由
会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (イ) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
 - b. 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
 - c. 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - d. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - e. 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - f. 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - g. 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

(ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。

(ニ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
- c. 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。

(ホ) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
 - ii. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理をおこなっている。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- ii. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
- iii. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
- ii. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- iii. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- iv. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社毎にコンプライアンス委員を選任

し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。

- v. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
- vi. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(へ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。

(ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(チ) 当社の監査役への報告に関する体制

- a. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用

人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。

- ii. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
 - iii. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
 - iv. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。
- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- i. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。

- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程に準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- (ヌ) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく

費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- b. 監査役会が独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- c. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(ル) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(ヲ) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。

また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) コンプライアンス体制

当社ではグループとしてコンプライアンス委員会を年4回定期開催しており、コンプライアンス研修についてもグループ各社の経営者、管理職、従業員に対して実施しております。

また、内部通報制度についてもグループ各社に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

(ロ) リスク管理体制

当社ではグループとしてリスク管理委員会を年2回定期開催しており、各種リスクの識別、分析を行っております。

また、海外を含む危機管理マニュアルを制定しており、同マニュアルに基づき行動する体制を整えております。

(ハ) 取締役会の職務の執行体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定め、取締役会を本年度13回開催しております。

また、取締役会の他、グループ経営会議を年12回開催しており、重要案件について議論がなされております。

(ニ) 子会社の経営管理体制

当社では本年度12回実施したグループ経営会議において、子会社の業績や営業状況等が報告されており、また、子会社管理規程・海外事業会社管理規程に従い、子会社の管理がなされております。

(ホ) 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に委員もしくはオブザーバーとして本年度3回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についてもグループ経営会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への安定した配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年5月11日開催の当社取締役会におきまして1株につき3円75銭と決定させていただきます。すでに、平成27年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり3円75銭と合わせまして、年間配当金は1株当たり7円50銭となります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、及び基本方針実現のための取組み、不適切な者による支配を防止するための取組み、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

(二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、意向表明書を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

その上で、提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(へ) 株主の皆様にご与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、平成29年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

- ④ 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

(イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に必要な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランの効力は、株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	42,728	流 動 負 債	40,123
現金及び預金	2,155	支払手形及び買掛金	18,245
受取手形及び売掛金	23,752	短期借入金	11,623
電子記録債権	2,633	リース債務	579
たな卸資産	8,695	未払法人税等	1,606
繰延税金資産	683	賞与引当金	832
その他	4,828	その他	7,236
貸倒引当金	△20	固 定 負 債	42,381
固 定 資 産	89,373	長期借入金	37,175
有 形 固 定 資 産	62,553	リース債務	648
建物及び構築物	23,558	繰延税金負債	841
機械装置及び運搬具	18,748	退職給付に係る負債	3,025
土地	16,072	その他	690
リース資産	2,596	負 債 合 計	82,504
建設仮勘定	1,050	純 資 産 の 部	
その他	527	株 主 資 本	41,649
無 形 固 定 資 産	1,177	資本金	11,086
投 資 そ の 他 の 資 産	25,641	資本剰余金	10,744
投資有価証券	22,478	利益剰余金	19,847
繰延税金資産	21	自己株式	△29
退職給付に係る資産	522	その他の包括利益累計額	3,946
その他	2,887	その他有価証券評価差額金	5,008
貸倒引当金	△267	繰延ヘッジ損益	△69
資 産 合 計	132,101	為替換算調整勘定	108
		退職給付に係る調整累計額	△1,100
		非支配株主持分	4,001
		純 資 産 合 計	49,597
		負 債 純 資 産 合 計	132,101

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		119,923
売上原価		102,559
売上総利益		17,364
販売費及び一般管理費		12,771
営業利益		4,593
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	284	
受取投資利益	699	
受取資産収入	122	
受取その他	723	1,846
営業外費用		
支払利息	451	
支払費用	64	
支払その他	190	706
経常利益		5,732
特別利益		
固定資産売却益	3	
受取補償金	1,961	1,964
特別損失		
固定資産除売却損失	463	
投資有価証券評価損	1,174	
投資有価証券評価損	165	
その他	27	1,830
税金等調整前当期純利益		5,867
法人税、住民税及び事業税	1,785	
法人税調整額	248	2,033
当期純利益		3,833
非支配株主に帰属する当期純利益		448
親会社株主に帰属する当期純利益		3,384

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	11,086	10,750	16,887	△27		38,696
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△504			△504
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,384			3,384
自己株式の取得				△1		△1
連結範囲の変動			79			79
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△5				△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						—
連結会計年度中の変動額合計	—	△5	2,960	△1		2,952
当 期 末 残 高	11,086	10,744	19,847	△29		41,649

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産 合計	
	そ の 他 の 証券 差 額	有 価 評 価 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 累 計 額 に 関 する 調 整 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額
当 期 首 残 高	4,429		△6	516	△529	4,410	3,905	47,012
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当						—		△504
親会社株主に帰属する 当期純利益						—		3,384
自己株式の取得						—		△1
連結範囲の変動						—		79
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						—		△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	578		△63	△408	△571	△463	95	△367
連結会計年度中の変動額合計	578		△63	△408	△571	△463	95	2,584
当 期 末 残 高	5,008		△69	108	△1,100	3,946	4,001	49,597

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称 北海製罐株式会社
株式会社日本キャンパック
オーエスマシナリー株式会社
株式会社西日本キャンパック
日東製器株式会社
昭和製器株式会社
東都成型株式会社
株式会社コスメサイエンス
くじらい乳業株式会社
株式会社ワーク・サービス
PT. HOKKAN INDONESIA
NIHON CANPACK (VIETNAM) CO., LTD.

このうち、株式会社コスメサイエンス及びくじらい乳業株式会社については、当連結会計年度において重要性が増したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・会社の名称 ユニバーサル製缶株式会社
トーウンサービス株式会社

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

（社内における見込利用可能期間）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

（所有権移転外ファイナ
ンス・リース取引に係る
リース資産）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

（ヘッジ対象）借入金利息、外貨建長期借入金、買掛金、設備関係未払金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。また、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、5年の期間で均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、当連結会計年度末の資本剰余金が5百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法についてこれまで主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更いたしました。

近年当社グループを取り巻く国内市場規模は安定的に推移しており、将来的にも安定して推移することが見込まれております。このような市場環境に鑑み、今後の設備投資については定率的な維持・更新を目的とした投資へシフトすることを計画しております。主要な設備は、将来にわたり長期安定的に稼働し、収益に安定的に貢献していくことが予想されることから、減価償却方法を定率法から定額法に変更することにより、適正な費用配分が図られるものと判断いたしました。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は1,716百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,721百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 173,036百万円

(2) 担保に供している資産

次の資産を借入金82百万円（長期借入金68百万円、一年内返済予定の長期借入金14百万円）の担保に供しております。

建物及び構築物	7百万円
土地	41百万円

(3) 債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。 4百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所・会社名	金額(百万円)
事業用設備(缶詰用空缶製造設備)	機械装置等	埼玉県さいたま市	600
事業用設備(充填設備)	機械装置等	群馬県邑楽郡明和町	124
その他	のれん	NIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.	123
遊休設備	建物	群馬県館林市	102
遊休設備	機械装置等	埼玉県熊谷市	77
遊休設備	機械装置等	群馬県前橋市	60
賃貸不動産	建物	北海道石狩市	47
事業用設備(缶詰用空缶製造設備)	建物等	群馬県邑楽郡千代田町	27
事業用設備(充填設備)	機械装置等	Bogor, Indonesia	10

(経緯)

上記の事業用設備及び賃貸不動産については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。遊休設備については、使用が見込めなくなり、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。また、のれんについては、当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については主として工場を資産グループの基礎として、また一部の事業用資産については容器の種類を資産グループの基礎として、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎に資産のグルーピングを行っております。遊休資産及び賃貸資産については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。また、のれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用設備については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分見込費用を控除した金額にて評価しております。また、賃貸不動産については、回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。遊休設備及びのれんについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額して評価しており、零円又は正味売却価額により評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	67,346	—	—	67,346

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	87	5	—	92

(変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5千株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成27年3月31日	平成27年6月9日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成27年9月30日	平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	252	3円75銭	平成28年3月31日	平成28年6月13日

5. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金及び外貨建長期借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されていますが、その一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引及び通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	2,155	2,155	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,752	23,752	—
(3) 電子記録債権	2,633	2,633	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	13,557	13,557	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(※2)	757 △115		
	642	643	1
(6) 支払手形及び買掛金	(18,245)	(18,245)	—
(7) 短期借入金	(11,623)	(11,623)	—
(8) リース債務(流動負債)	(579)	(579)	—
(9) 長期借入金	(37,175)	(37,333)	△158
(10) リース債務(固定負債)	(648)	(644)	3
(11) デリバティブ取引(※3) ヘッジ会計が適用されていないもの	94	94	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(17)	(17)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、債務者の財務内容に基づく回収見込額等により時価を算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(11)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務(固定負債)

リース債務(固定負債)の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額209百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、関係会社株式8,711百万円は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等(土地を含む。)を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6百万円(賃貸収益は営業外収益、主な賃貸費用は営業外費用並びに販売費及び一般管理費に計上)、減損損失は47百万円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,424	△20	1,403	2,189

(注) 1. 当連結会計年度増減額のうち、主要な増加額は除去費用の計上(27百万円)であり、減少額は減損損失(△47百万円)等であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	677円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円33銭

8. 重要な後発事象

当社は、東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下「東洋製罐グループHD」といいます。）との間で、当社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループHDを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関し、平成28年4月25日開催の取締役会において基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、同日締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

①本経営統合の背景

両社を取り巻く経営環境は、近年、少子高齢化にともなう国内市場の縮小や競合各社との競争激化、資材・エネルギー価格の上昇など、ますます厳しさを増しております。このような環境変化に速やかに対応するためには、互いの強みを活かし、また、お互いのリソースを相互に活用することが望ましく、これにより、新たな価値を創造することが可能となります。

②本経営統合の目的

上記のとおり、両社は、わが国の少子高齢化の進行による人口減少で国内包装容器の需要減少が進む中において、両社の強みを活かして企業価値を最大化させるべく、両社グループの経営資源を結集する必要性を認識しています。

このような中、両社において、本経営統合を行うことにより、両社グループが培ってきた優れた技術力、品質・コスト管理、顧客のニーズへの対応力、製品開発力等の融合による相乗効果を追求し、収益性の向上を図るとともに、両社グループの製品仕様の共通化や調達物流の効率化等によるスケールメリットを最大限に活かし、調達コストの低減を図ってまいります。また、両社グループの国内生産拠点の相互活用、生産品目の再配置による生産性の向上等による国内生産基盤の最適化に加え、両社グループの海外拠点の連携、新たな海外拠点の開発等により、海外事業の拡大、新たな成長事業の創出に向けた取組みも推進してまいります。

これら両社の総力を結集し、本経営統合の効果を早期に実現することでグローバル企業としての更なる発展を目指します。また、両社は、本経営統合にあたり両社グループの企業文化を尊重し、経済・社会の発展に対する積極的な貢献を通じて、株主、従業員、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーに対して責任ある企業グループの構築を目指します。

(2) 本株式交換の方法及び内容

①本株式交換の方法

当社の株主総会の承認等および本経営統合を行うに当たり必要な関係当局の認可等を得ること等を前提として、当社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループHDを株式交換完全親会社とする本株式交換を行うことを基本方針としております。

②本株式交換に係る割当ての内容

本経営統合における統合比率は、両社の市場株価を考慮しつつ、今後実施するデュー・ディリジェンスの結果や、第三者算定機関による株価算定の結果を含む両社それぞれが指名する外部機関の評価・助言等を踏まえて、両社で協議の上、本経営統合に係る最終契約において定めるものとします。

(3) 本株式交換のスケジュール

平成28年4月25日	本基本合意書締結
平成28年末まで（予定）	本経営統合に係る最終契約の締結 本株式交換に係る株式交換契約の締結
平成29年2月（予定）	当社の臨時株主総会 （本株式交換に係る株式交換契約の承認）
平成29年4月1日（予定）	本株式交換の効力発生日

上記は現時点での予定であり、今後本経営統合に係る手続および協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局（外国競争法に基づくものを含みます。）への届出、許認可等の取得、手続の進行上の必要性その他の事由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難若しくは不可能となる事由が生じた場合には、両社で協議・合意の上、変更される場合があります。

(4) 本株式交換の相手会社についての事項

商号	東洋製罐グループホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 中井 隆夫
資本金の額	11,094百万円（平成27年12月31日現在）
純資産の額	710,747百万円（連結）（平成27年3月31日現在） 421,698百万円（単体）（平成27年3月31日現在）
総資産の額	1,137,899百万円（連結）（平成27年3月31日現在） 615,516百万円（単体）（平成27年3月31日現在）
事業の内容	グループ会社の経営管理等

計算書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,341	流 動 負 債	12,559
現金及び預金	1,196	短期借入金	11,925
短期貸付金	8,613	未払金	165
繰延税金資産	11	未払法人税等	415
未収入金	491	賞与引当金	7
その他	28	その他	45
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	37,740
固 定 資 産	72,187	長期借入金	35,632
有 形 固 定 資 産	89	退職給付引当金	61
建物	32	長期預り金	44
工具器具及び備品	7	繰延税金負債	1,943
土地	19	その他	59
リース資産	29	負 債 合 計	50,300
無 形 固 定 資 産	251	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	71,847	株 主 資 本	27,903
投資有価証券	12,438	資 本 金	11,086
関係会社株式	23,645	資 本 剰 余 金	10,743
長期貸付金	41,600	資 本 準 備 金	10,725
前払年金費用	49	その他資本剰余金	18
その他	572	利 益 剰 余 金	6,101
投資損失引当金	△6,396	利 益 準 備 金	2,771
貸倒引当金	△62	その他利益剰余金	3,329
資 産 合 計	82,529	別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,729
		自 己 株 式	△28
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,325
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,325
		純 資 産 合 計	32,229
		負 債 純 資 産 合 計	82,529

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	367	
経 営 管 理 料	1,223	1,590
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,193	1,193
営 業 利 益		396
営 業 外 収 益		723
営 業 外 費 用		300
経 常 利 益		819
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		818
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	152	
法 人 税 等 調 整 額	22	174
当 期 純 利 益		643

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	7,600
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩				—		△6,000
剰余金の配当				—		
当期純利益				—		
自己株式の取得				—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△6,000
当 期 末 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	△4,409	5,961	△26	27,765	3,837	3,837	31,603
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩	6,000	—		—		—	—
剰余金の配当	△504	△504		△504		—	△504
当期純利益	643	643		643		—	643
自己株式の取得		—	△1	△1		—	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—		—	488	488	488
事業年度中の変動額合計	6,139	139	△1	137	488	488	626
当 期 末 残 高	1,729	6,101	△28	27,903	4,325	4,325	32,229

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。

③ リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。
数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ条件とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ取引

(ヘッジ対象) 借入金利息

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項（4）及び事業分離等会計基準第57—4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法についてこれまで主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更いたしました。

重要な子会社での減価償却方法の見直しを契機に、期間損益の適正化の観点から当社においても減価償却方法の見直しを行った結果、当社の有形固定資産は、耐用年数内で概ね安定的に機能している状況であることから、使用期間にわたり費用を均等に負担させることにより、適正な費用配分が図られるものと判断し、減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 210百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 9,065百万円

② 長期金銭債権 41,600百万円

③ 短期金銭債務 1,000百万円

④ 長期金銭債務 44百万円

(3) 偶発債務

債務保証

借入金に対して保証を行っております。

PT. HOKKAN INDONESIA 783百万円

NIHON CANPACK (VIETNAM) CO., LTD. 82百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,590百万円

一般管理費 2百万円

営業取引以外の取引による取引高 480百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	84	5	—	89

(変動事由)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	
未払事業税	7 百万円
賞与引当金	2
その他	1
繰延税金資産合計	<u>11</u>
繰延税金資産の純額（流動）	<u>11</u>

固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	18
投資有価証券等評価損	143
関係会社株式	1,630
投資損失引当金	1,958
ゴルフ会員権評価損	36
貸倒引当金	19
その他	25
繰延税金資産小計	<u>3,832</u>
評価性引当額	<u>△3,809</u>
繰延税金資産合計	<u>22</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,909
前払年金費用	15
その他	42
繰延税金負債合計	<u>1,966</u>
繰延税金負債の純額（固定）	<u>△1,943</u>

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が103百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が1百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が102百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	北海製罐㈱	北海道小樽市	百万円 3,000	容器事業	所有(直接) 100.0	兼任 7名	経営 管理等	経営管理料(注1)	383	—	—
								資金の貸付(注2)	3,185 (注3)	短期貸付金	1,122
								資金の貸付(注2)	5,500	長期貸付金	21,250
								資金の回収	6,850		
								受取利息(注2)	217	—	—
	東都成型㈱	群馬県邑楽郡	百万円 160	容器事業	所有(間接) 100.0	兼任 1名	経営 管理等	資金の貸付(注2)	1,200	長期貸付金	1,200
								資金の回収	1,200		
	㈱日本キャンバック	東京都千代田区	百万円 411	充填事業	所有(直接) 82.3	兼任 3名	経営 管理等	経営管理料(注1)	700	—	—
								資金の貸付(注2)	3,323 (注3)	短期貸付金	1,800
								資金の貸付(注2)	8,000	長期貸付金	17,500
								資金の回収	8,050		
								受取利息(注2)	172	—	—
	㈱西日本キャンバック	岐阜県岐阜市	百万円 480	充填事業	所有(直接) 25.0 所有(間接) 100.0	兼任 1名	経営 管理等	資金の貸付(注2)	176 (注3)	短期貸付金	505
								資金の回収	1,000	長期貸付金	4,600
オーエスマシナリー㈱	北海道小樽市	百万円 400	機械製作事業	所有(直接) 100.0	兼任 2名	経営 管理等	資金の貸付(注2)	1,300	長期貸付金	1,300	
							資金の回収	1,300			
PT. HOKKAN INDONESIA	Bogor, Indonesia	百万インドネシアルピア 575,999	海外充填事業	所有(間接) 70.0	なし	経営 管理等	PT. HOKKAN INDONESIAの借入金に対する債務保証(注4)	783	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しております。
- (注2) 資金の貸付については市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (注3) 取引金額は、期中平均残高を表示しております。
- (注4) 債務保証については同社の銀行借入に対するものであります。
- (注5) 上記以外に子会社を対象として、6,396百万円の投資損失引当金を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	479円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円57銭

8. 重要な後発事象

当社は、東洋製罐グループホールディングス株式会社との間で、当社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換を基本方針とする経営統合に関し、平成28年4月25日開催の取締役会において基本合意書を締結することを決議し、同日締結いたしました。

なお、概要については、連結注記表「8. 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ホッカホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 允 夫 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 安田 雄 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法へ変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、会社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換を基本方針とする経営統合に関し「基本合意書」を締結することを決議し、同日締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 允夫 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 安田 雄一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、会社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換を基本方針とする経営統合に関し「基本合意書」を締結することを決議し、同日締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告並びに職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制の徹底に関する取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成28年4月25日開催の取締役会において、当社を株式交換完全子会社、東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換を基本方針とする経営統合に関し「基本合意書」を締結することを決議し、同日締結いたしました。

監査役会といたしましては、今後、両社の経営統合に向けた具体的な協議および検討内容について注視してまいります。

平成28年5月10日

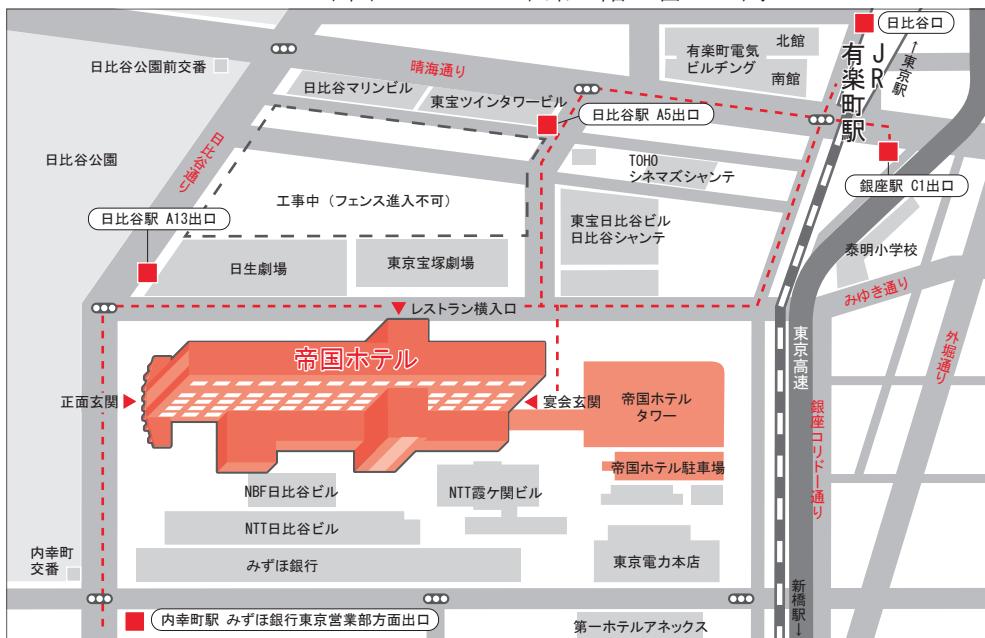
ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	田	由	里	Ⓜ
監査役	寺	嶋		勉	Ⓜ
社外監査役	新	名	孝	信	Ⓜ
社外監査役	安	藤	信	彦	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館3階 富士の間》



交通のご案内

東京メトロ 銀座 駅 (徒歩5分)

J R 有楽町 駅 (徒歩5分)

東京メトロ 日比谷 駅 (徒歩2分)

都営地下鉄 内幸町 駅 (徒歩2分)

ホッカンホールディングス株式会社